

全海運 船主部会による公正取引委員会移動相談会の開催結果、概要

(当日の資料等を、次ページ以下に添付しておりますので、ご活用下さい)

当連合会 船主部会では、平成22年 1月14日に部会を開催するとともに、公正取引委員会による移動相談会を開催し、同委員会事務総局 取引部 企業取引課 担当官3名の出席を得て、下請法・優越的地位の濫用規制等の概要・取引の公正化に向けた取り組み等について、実例等を交え資料に基づき説明を受けた。

この後、質疑応答に入り、一昨年来の不況に伴う用船船舶へのオペレーターの対応、また船主の置かれている実状等について、多数の委員より発言があり、公取担当官と、その対応等について種々検討を行った。

担当官よりは、今後とも不公正取引と思われる具体的な事例等の提供方の要請があり、次いで 個別相談を行い、当日の船主部会を有意義に終了した。

尚、今後も公正取引委員会では、不公正取引の実態把握とその対応等を含め、3名以上が集まれば、各地区に担当官を派遣し、移動相談会を開催することから、同相談会の活用が望まれる。

以 上

添 付 資 料

- 知 っ て 得 す る 下 請 法 (6 ページ)
- 優 越 的 地 位 の 濫 用 規 制 等 の 概 要 (3 ページ)
- 荷主と物流事業者との取引の公正化に向けた取組について (7 ページ)

下請事業者のための下請代金支払遅延等防止法ガイドブック

知って得する 下請法

下請法を知っていれば、あなたのビジネスを改善できるかもしれません



公正取引委員会

このようなトラブルで困ったことはありませんか??

原材料価格の高騰が明らかなのに、一方的に代金を据え置かれた!



値上げの話は受けられないよ。



買いたたき

親事業者は、下請代金を決定するときに、市価に比べて著しく低い額を下請事業者と十分協議することなく一方的に決定してはいけません。買いたたきに当たるかどうかを判断する主なポイントは、①市価に比べて著しく低いかどうかという価格水準、②不当に定められていないかどうかという下請代金の額の決定方法の2つです。

下請法（下請代金支払遅延等防止法）は、下請取引を適正化し、下請事業者の利益を守るための法律です。親事業者は、以下の禁止行為を行った場合には、たとえ下請事業者の了解を得ているとしても、下請法に違反することになります。

発注を受けるときはいつも口頭!



今回は〇月〇日までに納めてね。代金は〇円だから。

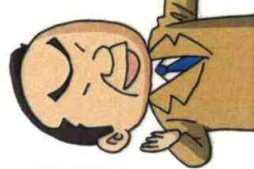


書面でももらえないからいつも後でトラブルになるんだよな...

発注書面を交付する義務

「言った、言わない」によるトラブルを防止するため、親事業者は、下請取引において発注の都度、下請代金の額、支払期日、物品等を受領する期日等の取引内容を記載した発注書面を下請事業者に対して直ちに交付することが義務付けられています。違反すると50万円以下の罰金が科されます。

発注を取り消された!



お客様の都合で、この前頼んだ仕事はキャンセルするから。だからお金も支払わないよ。

もう材料を買っちゃいましたよ~



受領拒否、不当な給付内容の変更及びやり直し

親事業者は、下請事業者に責任がないときは、発注した物品を受け取らなければなりません。また、下請事業者に責任がないのに、費用を負担せずに、当初の発注と異なる作業を行わせたり、発注を取り消すことや、やり直しをさせてはいけません。

代金を支払日に払ってもらえなかった!



社内検査が終わってないから、まだ代金は支払えないよ。

今日が支払日なのに...



下請代金の支払遅延

親事業者は、支払期日までに、下請代金を支払わなければならない。

支払期日を定める義務

親事業者は、納入された物品等を受領した日（またはサービスが提供された日）から起算して60日以内で、かつ、できるだけ短い期間内に支払期日を定める義務があります。支払期日が定められていないときは、親事業者が物品等を受領した日が支払期日となります。

遅延利息を支払う義務

親事業者は、製品や商品等を受領した日（またはサービスが提供された日）から起算して60日を経過した日から、年率14.6%の遅延利息を支払わなければならない。

(問題となる事例)

- 親事業者が、社内検査や社内の事務処理の遅延を理由に支払期日に下請代金を支払わない（下請事業者からの請求書の提出遅れによる場合も含まれます。）。
- 親事業者の支払期日が月末納品締翌々月末払いとなっている。

こんな場合も下請法上問題になります！

注文を受けた後に値引きされた！



発注した代金から5%引いといたからね。
支払書 -5%



下請代金の減額

親事業者は、下請事業者に責任がある場合を除き、発注時に定められた下請代金の額から代金を差し引いてはいけません。代金を差し引く名目、方法、金額の多少、また、下請事業者との合意の有無を問いません。

(問題となる事例)

- 親事業者が、出精値引きと称して一方的に下請代金から差し引いた。
- 親事業者が既に発注した取引まで遡って、引き下げた新単価を適用した。
- 書面による合意がないにもかかわらず、親事業者は、銀行への振込手数料を下請代金から一方的に差し引いた。
- 親事業者が、消費税相当額を支払わなかった。

長すぎるサイトの手形を渡された！



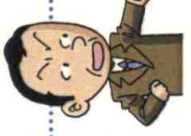
手形のサイトは130日だからね。
手形 130日



割引困難な手形の交付

下請代金の支払は原則現金払いですが、手形による支払も認められています。手形による支払の場合は、そのサイトは繊維業の取引で90日以内、その他の業種の取引で120日以内でなければなりません。

納品したものを返品された！



在庫がいっぱいになったから返品するよ。
返品されたも他に使い道がありませんよ～



返品

親事業者は、物品に瑕疵があるなど下請事業者者に責任がある場合を除いて、一旦受け取った物品を返品することはできません。また、親事業者が受入検査をしていない場合も、返品することはできません。

指定された商品やサービスを押し売りされた！



うちの取引先の商品を買ってよ！
この前買ったばかりでいらぬのにな～



購入・利用強制

親事業者は、正当な理由がないのに、自社の指定する物品の購入やサービスの利用を下請事業者者に対して強制してはいけません。

納品する製品の代金をもらう前に材料費を支払わされた！



材料はこれを使ってね。先払いだからね。
製品の代金をもらう前に支払うんですか？



早期決済

親事業者が下請事業者に購入させた原材料等を利用して、下請事業者が物品等を製造している場合は、納品したその物品等の下請代金の支払期日より前に、原材料等の代金を決済してはいけません。

協賛金を支払わされた！



うちも決算苦しいから、〇〇円協力してくれないかな。
おたくの決算はうちと関係ないのに～



不当な経済上の利益の提供要請

親事業者は自社のために、下請事業者者に対してお金やサービス、その他の経済上の利益を不当に提供させることはできません。